

— 復興に関する情報をお届けします —

海と
生きる

けせんぬま 復興ニュース

第42号 (平成26年4月15日発行)

【発行】

気仙沼市秘書広報課

〒988-8501

宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号

TEL: 0226-22-6600 内線 207・208

FAX: 0226-24-3566

E-mail: h-koho@city.kesennuma.lg.jp

気仙沼市復興推進課



✓ 登米沢地区の防災集団移転団地の 造成工事が完成しました

防災集団移転促進事業の造成工事は、市全体で 38 地区、約 970 区画の整備を、プロポーザル方式※1により3回に分けて発注済です。

着工に向けた手続きが完了した地区から、一次造成工事※2、二次造成工事※3に取り組んでおりますが、今回、防災集団移転団地の完成第一号として、登米沢地区の 6 区画の造成工事が完成し、3月28日に竣工式を行いました。



登米沢地区団地竣工式



引渡しを待つ登米沢地区団地

■問い合わせ先/
防災集団移転推進課
tel: 0226-22-6600
内線593

※1 プロポーザル方式
工事の発注先を選定する際に、業者に工事施工について、技術提案をしてもらい、その中から優れた提案を行った業者を選定すること。

※2 一次造成工事
盛土、切土等の工事のこと

※3 二次造成工事
舗装、整地等の工事のこと

○土地引渡しのスケジュール (土地の貸付・譲渡の契約締結前から住宅建築開始まで)

今後も、一日も早く安全・安心な住環境を提供できるよう、工事の早期完了に向け、効率的な進捗を図るとともに、工事の安全対策などの推進についても努めます。

土地引渡しまでの今後のスケジュールは、下記のとおりです。

契約締結
約3か月前

説明会
土地引渡し



契約締結
約2か月前

貸付・譲渡
申請受付



契約締結
約半月前

貸付・譲渡
決定通知
(以降の手続きの説明)

建築確認
申請提出

造成工事
完 成

土地引渡し
(貸付・譲渡)

建築
工事
開始

メーカーとの住宅相談等



各地区の進捗状況、利子補給の支援など、詳しくは、平成26年3月1日号の復興ニュースまたは市ホームページをご覧ください。防災集団移転推進課にお問い合わせください。



✓『気仙沼市産業復興支援事業』をご活用ください

市では、市内産業の早期復旧・復興を図るため、国・県の各種支援策を補完する独自の支援策を平成26年度も引き続き実施します。

詳しくは、平成25年10月15日発行の「復興ニュース」または市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

1. 中小企業振興資金の保証料補給と利子補給

震災により厳しい経営状況にある中小企業の方々が事業を再建できるよう、「保証料の全額補給」および「利子補給」を行います。

■申請・問い合わせ先
商工課 商工労働係
tel: 0226-22-6600
内線522

◎保証料全額補給

これまでは保証料の2分の1を市が補給していましたが、平成25年11月1日から28年3月31日の間に信用保証協会の保証承諾を受けた場合、保証料の全額を補給します。

◎利子補給

融資に係る利率（現行2.2%）のうち、1.2%相当について、通算36か月分を限度に市が補給します。
・利子補給の対象とする資金の限度額は、1事業者につき2,000万円までです。

■申請受付期間

平成26年度分：平成27年3月20日（金）から3月31日（火）

【制度は保証料補給：27年度まで、利子補給：30年3月31日の返済分まで】

2. 地域商業施設等復旧整備事業補助金

震災により被害を受けた事業者の方々が事業の再開や継続を行えるよう、施設・設備の復旧に必要な費用の一部を補助します。

■申請・問い合わせ先
商工課 物産振興係
tel: 0226-22-6600
内線523

■対象となる方／次の全てに当てはまる方

○次の業種を営む方

卸売業、小売業、飲食業、運輸業、建設業、製造業、情報通信業、
保険業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、教育・学習支援業、
医療・福祉、生活関連サービス業、学術研究、専門・技術サービス業、
鉱業、採石業、砂利採取業、娯楽業、複合サービス業、
他に分類されないサービス業

※個人事業主も対象となります。

※業種によっては、一部対象とならない場合がありますのでお問い合わせください。

○施設（店舗や事務所等）の被害が全壊、または大規模半壊であること

○市内で事業再開・継続すること

○事業所単位で国・県・市が実施する補助制度を利用していないこと。ただし、次の補助事業との併用は認めます。

・市「被災中小企業再開・継続支援助成金」

・県「地域商業等事業再開支援補助金」

※県「地域商業等事業再開支援補助金」と併用する場合、県補助金と本補助金の合算額が、補助対象経費の3分の2を超えないものとします。

○補助対象経費が150万円以上であること。

※グループ補助の交付決定を受けている方、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備した仮設施設に入居中の方は対象となりません。ただし、仮設施設を退去し、自己の施設・設備を復旧する場合は対象となります。

■対象となる経費／施設・設備の復旧に要する経費

○震災発生の日から来年3月31日までの間に実施するもの（平成26年度までは、すでに復旧を終えている場合も対象となります）。

■補助率・補助限度額

○補助率 補助対象経費の2/3以内 ○補助限度額 300万円

■申請受付期間／5月12日（月）から平成27年2月27日（金）まで（平成26年度分）【制度は30年度まで】



3. 気仙沼の物産品販路拡大等事業補助金

震災により失った販路の回復・拡大に取り組んでいる生産者の方々が行う、商談会や展示会、物産展等の販路開拓・拡大やPRなどの活動費用の一部を補助します。

■申請・問い合わせ先
商工課 物産振興係
tel: 0226-22-6600
内線523

《商談会や物産展等へ参加される方への支援》

■対象となる方／次の全てに当てはまる方

- 市内の農林漁業者、食品等特産品製造業者およびこの方々で構成される団体
- 補助対象経費が10万円以上の事業を行う場合

■対象となる経費／商談会や物産展等、販路開拓・拡大に取り組む経費

出展料、会場使用料、会場設営費、PR用試供品費、共同利用部分経費、備品借用費、電気工事費、光熱水費、給排水施設工事費・使用料、搬送経費、交通・宿泊費、パンフレット等製作費、その他、市長が特に必要と認める経費。
※市が主催するもの、国・県・市等の補助金を受けるものは対象としません。
※本年4月1日以降に商談会等に出展したものについて適用します。

■補助率・補助限度額／

- 補助率：補助対象経費の1/2以内 ○補助限度額：上限50万円
- ※1事業者当たりの交付回数は、各年度2回までとします。

■申請受付期間／随時。ただし、商談会などに参加する前に申請してください。【制度は27年度まで】

《商談会や物産展等を開催される方への支援》

■対象／次の全てに当てはまる場合

- 市内の農林漁業者、食品等特産品製造業者で構成され、規約を定め代表者や総会の運営方法が確定している団体、または、市内に所在する商工会議所および商工会
- 補助対象経費が30万円以上の事業を行う場合
- 市内の業者が5社以上参加するものであること

■対象となる経費／商談会や物産展等の開催に要する経費

会場使用料、会場設営費、備品借用費、電気工事費、給排水施設工事費、搬送経費、光熱水費、交通・宿泊費、広告宣伝費、パンフレット等製作費、バイヤー招へい経費、その他、市長が特に必要と認める経費。
※市が主催するもの、国・県・市等の補助金を受けるものは対象としません。
※本年4月1日以降に商談会等を開催したものについて適用します。

■補助率・補助限度額／

- 補助率：補助対象経費の1/2以内 ○補助限度額：上限150万円
- ※1事業者当たりの交付回数は、各年度1回までとします。

■申請受付期間／随時。ただし、商談会などの開催前に申請してください。【制度は27年度まで】

4. 地域商業等計画策定事業補助金

震災により被害を受けた商店街を再生するため、商店街の方々が行う計画づくりに必要な費用の一部を補助します。

■申請・問い合わせ先
商工課
商工労働係 物産振興係
tel: 0226-22-6600
内線521・522・523

■対象／次の全てに当てはまる場合

- 商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織や任意団体

■対象となる経費／商店街を形成するための計画策定事業に要する経費

■補助率・補助限度額／

- 補助率 補助対象経費の5/6以内 ○補助限度額 上限500万円、下限50万円

■申請受付期間／5月12日（月）から平成27年2月27日（金）まで（平成26年度分）【制度は28年度まで】



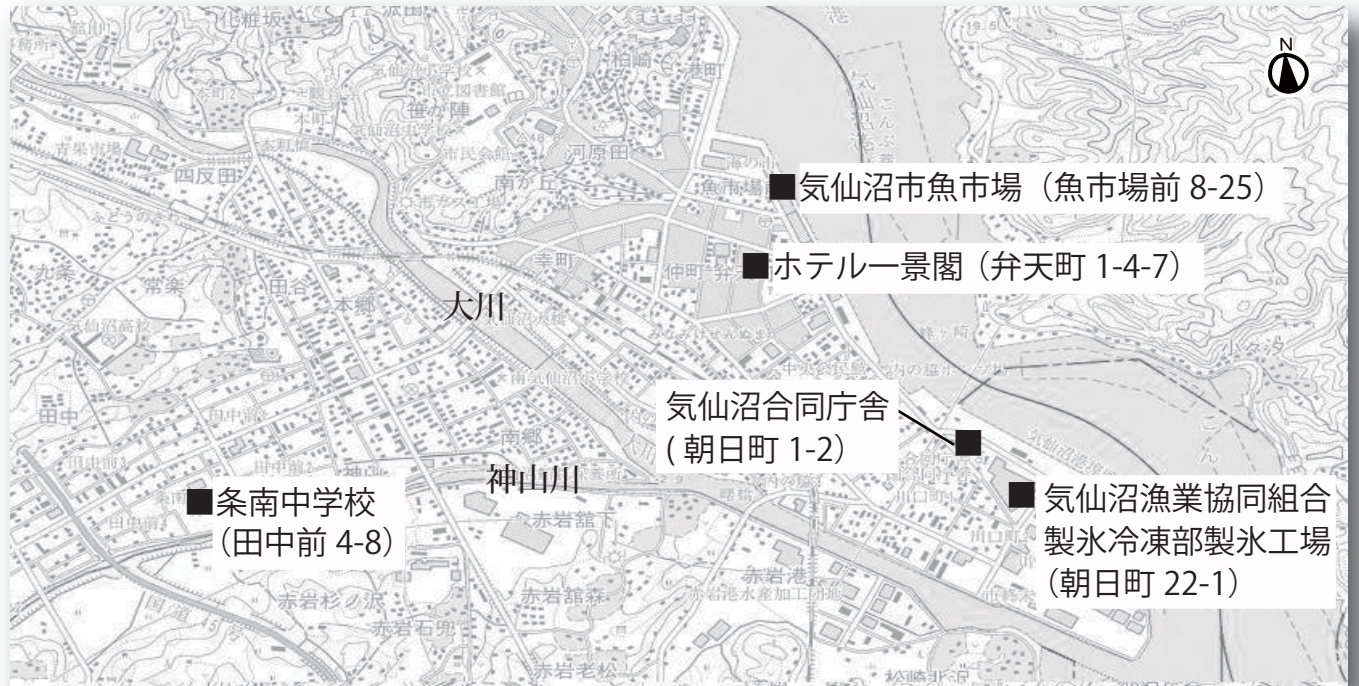
✓津波避難ビルを指定しました

■問い合わせ先／
危機管理課
0226-22-6600 内線262

この度、気仙沼漁業協同組合様ならびにホテルー景閣様のご協力により、「津波避難ビルに関する協定」を締結し、津波避難ビルとして指定しましたのでお知らせします。

津波避難ビルとは、津波が発生した際に住民や来訪者が津波が到達する前に高台へ避難することが困難な沿岸地域などで、緊急的に避難する施設です。この指定により、本市の津波避難ビルは、5か所となります。

○津波避難ビル位置図



✓市道古町滝の入2号線が開通しました

■問い合わせ先／
土木課 道路整備係
tel:0226-22-6600 内線575

市では、市内の道路整備を進めておりますが、この度、古町地区と滝の入地区を結ぶ「市道古町滝の入2号線」が開通しました。

この道路工事は、他自治体からの支援職員が担当し、地元の皆さんの協力のもと進めてきたもので、「市道古町滝の入2号線」の完成により、地域交流の促進と、災害時の避難がスムーズにできるなど、安全・安心の確保が期待されます。

今後も、安全性や利便性の向上に資する道路整備を目指します。

○道路の概要

総延長：180m 幅員：5m

